

総務財政委員会 案件一覧

(令和6年4月26日開催分)

○付託議案審査 3件

部局	上 程 順 (案)	件 名	資料 番号	説明者 (所管課長名等)
総務部	1	第62号議案 非常配備態勢用防災被服(通年用)の購入について	1	武藤 経理管財課長
	2	第63号議案 教師用指導書(小学校)の購入について	2	武藤 経理管財課長
区民部	3	第61号議案 大田区特別区税条例の一部を改正する条例	1	佐藤 課税課長

非常配備態勢用防災被服（通年用）の購入について

1 概要

- (1) 件名 非常配備態勢用防災被服（通年用）の購入
- (2) 納入場所 大田区指定場所
- (3) 納期 令和7年3月14日
- (4) 内容
- | | |
|-------------|---------|
| 防災服（上衣） | 4,819 着 |
| 防災服（ズボン） | 4,819 着 |
| 略帽 | 4,819 個 |
| 安全靴 | 4,819 足 |
| 防災雨衣 | 230 着 |
| ベルト | 230 本 |
| 腕章 | 230 本 |
| 踏抜き防止用インソール | 230 足 |

2 主な防災被服の外観図

防災服(上衣)



略帽(部長用)



安全靴



教師用指導書（小学校）の購入について

1 概要

- (1)件名 教師用指導書（小学校）の購入
- (2)契約金額 ￥190,695,890－ 随意契約
- (3)納入場所 大田区指定場所
- (4)納期 前期分 令和6年5月31日
後期分 令和6年10月31日
- (5)内容 教師用指導書（小学校） 6,935冊

2 品名及び冊数 別紙のとおり

品名・冊数

別紙

該当教科	発行者名	前期・後期	書名	学年	冊数
国語	光村	前期	小学校国語 学習指導書 総説編	1~6	450
			小学校国語 学習指導書 一年	1	76
			小学校国語 学習指導書 二年	2	75
			小学校国語 学習指導書 三年	3	78
			小学校国語 学習指導書 四年	4	80
			小学校国語 学習指導書 五年	5	76
			小学校国語 学習指導書 六年	6	70
			こくご 一上 かざぐるま学習指導書別冊(朱書編)	1	76
			こくご 二上 たんぼぼ学習指導書別冊(朱書編)	2	75
			国語 三上 わかば学習指導書別冊(朱書編)	3	78
			国語 四上 かがやき学習指導書別冊(朱書編)	4	80
			国語 五 銀河学習指導書別冊(朱書編)	5	76
		国語 六 創造学習指導書別冊(朱書編)	6	70	
		小学校国語 授業に役立つワークシート集 1年(CD-ROM付)	1	76	
		小学校国語 授業に役立つワークシート集 2年(CD-ROM付)	2	75	
		小学校国語 授業に役立つワークシート集 3年(CD-ROM付)	3	78	
		小学校国語 授業に役立つワークシート集 4年(CD-ROM付)	4	80	
		小学校国語 授業に役立つワークシート集 5年(CD-ROM付)	5	76	
		小学校国語 授業に役立つワークシート集 6年(CD-ROM付)	6	70	
		後期	こくご 一下 ともち学習指導書別冊(朱書編)	1	75
			こくご 二下 赤とんぼ学習指導書別冊(朱書編)	2	74
			国語 三下 あおぞら学習指導書別冊(朱書編)	3	77
			国語 四下 はばたき学習指導書別冊(朱書編)	4	79
		書写	光村	前期	小学校 書写 学習指導書 一年
小学校 書写 学習指導書 二年	2				75
小学校 書写 学習指導書 三年	3				78
小学校 書写 学習指導書 四年	4				80
小学校 書写 学習指導書 五年	5				76
小学校 書写 学習指導書 六年	6				70
社会	東書	前期	新編 新しい社会3 教師用指導書 セット	3	60
			新編 新しい社会4 教師用指導書 セット	4	60
			新編 新しい社会5 上 教師用指導書 セット	5	60
			新編 新しい社会6 政治・国際編 教師用指導書 セット	6	60
			新編 新しい社会3 教師用指導書	3	19
			新編 新しい社会4 教師用指導書	4	21
			新編 新しい社会5 上 教師用指導書	5	17
			新編 新しい社会6 政治・国際編 教師用指導書	6	11
			新編 新しい社会6 歴史編 教師用指導書	6	70
		後期	新編 新しい社会5 下 教師用指導書	5	75
地図	帝国	前期	楽しく学ぶ小学生の地図帳指導書 指導者用デジタル教科書(教材)クラウド版	3	60
			楽しく学ぶ小学生の地図帳指導書	3	19
算数	東書	前期	新編 あたらしい さんすう 1 ① 教師用指導書 セット	1	60
			新編 新しい算数 2 上 教師用指導書 セット	2	60
			新編 新しい算数 3 上 教師用指導書 セット	3	60
			新編 新しい算数 4 上 教師用指導書 セット	4	60
			新編 新しい算数 5 上 教師用指導書 セット	5	60
			新編 新しい算数 6 教師用指導書 セット	6	60
			新編 あたらしい さんすう 1 ① 教師用指導書	1	17
			新編 あたらしい さんすう 1 ② 教師用指導書	1	76
			新編 新しい算数 2 上 教師用指導書	2	16
			新編 新しい算数 3 上 教師用指導書	3	19
			新編 新しい算数 4 上 教師用指導書	4	21
			新編 新しい算数 5 上 教師用指導書	5	17
		新編 新しい算数 6 教師用指導書	6	11	
		後期	新編 新しい算数 2 下 教師用指導書	2	74
			新編 新しい算数 3 下 教師用指導書	3	77
			新編 新しい算数 4 下 教師用指導書	4	79
			新編 新しい算数 5 下 教師用指導書	5	75

該当教科	発行者名	発行者名	書名	学年	冊数
理科	東書	前期	新編 新しい理科 3 教師用指導書 セット	3	60
			新編 新しい理科 4 教師用指導書 セット	4	60
			新編 新しい理科 5 教師用指導書 セット	5	60
			新編 新しい理科 6 教師用指導書 セット	6	60
			新編 新しい理科 3 教師用指導書	3	19
			新編 新しい理科 4 教師用指導書	4	21
			新編 新しい理科 5 教師用指導書	5	17
			新編 新しい理科 6 教師用指導書	6	11
生活	啓林館	前期	せいかつ 指導書第1部 総説	1・2	150
			わくわく せいかつ 上 指導書第2部 詳説	1・2	150
		後期	いきいきせいかつ下 指導書 第二部 詳説	1・2	149
音楽	教芸	前期	小学生のおんがく 1 指導書《フルセット》	1	60
			小学生の音楽 2 指導書《フルセット》	2	60
			小学生の音楽 3 指導書《フルセット》	3	60
			小学生の音楽 4 指導書《フルセット》	4	60
			小学生の音楽 5 指導書《フルセット》	5	60
			小学生の音楽 6 指導書《フルセット》	6	60
			小学生のおんがく 1 指導書《ブックセット》	1	17
			小学生の音楽 2 指導書《ブックセット》	2	16
			小学生のおんがく 1 指導書指導用CD	1	17
			小学生の音楽 2 指導書指導用CD	2	16
			小学生のおんがく 1 指導書鑑賞用CD	1	17
			小学生の音楽 2 指導書鑑賞用CD	2	16
			小学生のおんがく 1 指導書音楽授業支援DVD	1	17
			小学生の音楽 2 指導書音楽授業支援DVD	2	16
			小学生の音楽 4 指導書《ブックセット》(実践編, 研究編, 伴奏編)	4	2
			小学生の音楽 5 指導書《ブックセット》(実践編, 研究編, 伴奏編)	5	2
			小学生の音楽 6 指導書《ブックセット》(実践編, 研究編, 伴奏編)	6	2
			小学生の音楽 4 指導書指導用CD	4	2
			小学生の音楽 5 指導書指導用CD	5	2
			小学生の音楽 6 指導書指導用CD	6	2
			小学生の音楽 4 指導書鑑賞用CD	4	2
			小学生の音楽 5 指導書鑑賞用CD	5	2
			小学生の音楽 6 指導書鑑賞用CD	6	2
			小学生の音楽 4 指導書音楽授業支援DVD	4	2
小学生の音楽 5 指導書音楽授業支援DVD	5	2			
小学生の音楽 6 指導書音楽授業支援DVD	6	2			
図工	開隆堂	前期	ずがこうさく 1・2 上 わくわくするね 学習指導書	1・2	150
			図画工作 3・4 上 できたらいいな 学習指導書	3・4	120
			図画工作 5・6 上 心をひらいて 学習指導書	5・6	121
		後期	ずがこうさく 1・2 下 みつけたよ 学習指導書	1・2	149
			図画工作 3・4 下 力を合わせて 学習指導書	3・4	60
			図画工作 5・6 下 つながる思い 学習指導書	5・6	60
家庭	開隆堂	前期	わたしたちの家庭科 5・6学習指導書 上巻<主として第5 学年対応>	5・6	121
			わたしたちの家庭科 5・6学習指導書 下巻<主として第6 学年対応>	5・6	121
保健	学研	前期	新・みんなのほけん 3・4 年教師用指導書セット	3・4	157
			新・みんなの保健 5・6 年教師用指導書セット	5・6	145
英語	三省堂	前期	CROWN Jr. 5 Teacher's Manual	5	76
			CROWN Jr. 6 Teacher's Manual	6	70
道徳	光村	前期	小学校道徳 学習指導書 1年	1	60
			小学校道徳 学習指導書 2年	2	60
			小学校道徳 学習指導書 3年	3	60
			小学校道徳 学習指導書 4年	4	61
			小学校道徳 学習指導書 5年	5	61
			小学校道徳 学習指導書 6年	6	61
合計					6,935

大田区特別区税条例の一部改正（案）概要

地方税法等の改正に伴い、次のとおり規定を整備する。

1 職権による区民税の減免を可能とする規定の改正

条例	改正の概要	施行日
第36条 (区民税の減免)	区民税の減免に関して、減免対象者に該当することが明らかでない場合、かつ区長が減免する必要があると認めるときに職権による減免を可能とする規定の追加を行う。	公布の日

2 令和6年度分の個人の区民税の特別税額控除（定額減税）に関する改正

条例	改正の概要	施行日
付則第3条の7 (令和6年度分の個人の区民税の特別税額控除)	令和6年度税制改正により、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、デフレ脱却のための一時的な措置として、国民の可処分所得を直接的に下支えする(所得税・)個人住民税の減税を行う。	公布の日
付則第3条の7 (令和6年度分の個人の区民税の特別税額控除)	1 対象者 合計所得金額1,805万円以下	
付則第3条の8 (令和6年度分の個人の区民税の納税通知書に関する特例)	2 特別税額控除額(減税額) (1) 本人 1万円 (2) 控除対象配偶者又は扶養親族(国外居住者を除く。) 1人につき 1万円	
付則第3条の9 (令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の区民税に関する特例)	3 国費による補填 この減税によって生じる住民税減収額は全額国費で対応	
付則第3条の10 (令和7年度分の個人の区民税の特別税額控除)	4 減税の実施方法 (1) 普通徴収 第1期分(令和6年6月分)の税額から控除し、第1期分から控除しきれない場合は、第2期分(令和6年8月分)以降の税額から順次控除する。 (2) 公的年金等からの特別徴収 令和6年10月分の特別徴収税額から控除し、控除しきれない場合は令和6年12月分以降の特別徴収額から順次控除する。	
付則第4条 (肉用牛の売却による事業所得に係る区民税の課税の特例)	(3) 給与からの特別徴収(※参考:条例規定無し。) 令和6年6月分は徴収せず、令和6年7月分から令和7年5月分の11か月で減税後の税額を徴収する。	
	5 令和7年度分の特別税額控除	

<p>付則第 8 条 (上場株式等に係る配当所得等に係る区民税の課税の特例)</p> <p>付則第 9 条 (土地の譲渡等に係る事業所得等に係る区民税の課税の特例)</p> <p>付則第 10 条 (長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例)</p> <p>付則第 12 条 (短期譲渡所得に係る区民税の課税の特例)</p> <p>付則第 13 条 (一般株式等に係る譲渡所得等に係る区民税の課税の特例)</p> <p>付則第 14 条 (先物取引に係る雑所得等に係る区民税の課税の特例)</p> <p>付則第 14 条の 2 (特例適用利子等及び特例適用配当等に係る区民税の課税の特例)</p> <p>付則第 14 条の 3 (条約適用利子等及び条約適用配当等に係る区民税の課税の特例)</p>	<p>控除対象配偶者を除く同一生計配偶者を有する納税義務者においては、令和 7 年度分の住民税から 1 万円減税する。</p> <p>6 付則第 4 条及び第 8 条以降の改正について 定額減税の改正に伴う規定の整備</p>	
--	---	--

大田区特別区税条例（昭和39年条例第52号）新旧対照表

新	旧
<p>第1条から第35条の6まで（略） （区民税の減免）</p> <p>第36条（略）</p> <p>2 前項の規定に<u>より</u> 区民税の減免を受けようとする者は、納期限までに規則で定める申請書にその減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して区長に提出しなければならない。<u>ただし、区長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、区民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</u></p>	<p>第1条から第35条の6まで（略） （区民税の減免）</p> <p>第36条（略）</p> <p>2 前項の規定<u>によつて</u> 区民税の減免を受けようとする者は、納期限までに規則で定める申請書にその減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して区長に提出しなければならない。</p>
<p>第36条の2から第66条まで（略）</p>	<p>第36条の2から第66条まで（略）</p>
<p>付 則</p>	<p>付 則</p>
<p>第1条から第3条の6まで（略） <u>（令和6年度分の区民税の特別税額控除）</u></p> <p><u>第3条の7 令和6年度分の区民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき区民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（次条及び付則第3条の9において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第18条から第20条の2まで、付則第2条の2の3第2項、付則第3条の3第1項、付則第3条の5の2第1項、前条及び付則第5条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</u></p> <p><u>2 前項の規定の適用がある場合における第19条の2第2項、第35条の5第1項及び前条の規定の適用については、第19条の2第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第35条の5第1項中「課した」とあるのは「付則第3条の7第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「付則第3条の7第1項</u></p>	<p>第1条から第3条の6まで（略）</p>

新	旧
<p><u>の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。</u></p> <p><u>(令和6年度分の区民税の納税通知書に関する特例)</u></p> <p><u>第3条の8 令和6年度分の区民税に限り、区民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第29条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。</u></p> <p><u>(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る区民税の額(前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る区民税の額をいう。)、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の都民税の額(法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の都民税の額をいう。)及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額(以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る住民税の額」という。)からその者の普通徴収に係る区民税の額、普通徴収に係る個人の都民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額(以下この項において「普通徴収の住民税に係る特別税額控除額」という。)がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る住民税の額を4で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る住民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第28条第1項に規定する第1期の納期(以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。)においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の住</u></p>	

新	旧
<p><u>民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。</u></p> <p><u>(2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはなし、第28条第1項に規定する第2期の納期（以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。）においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第28条第1項に規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）及び同条第1項に規定する第4期の納期（以下この項において「第4期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。</u></p> <p><u>(3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはなし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。</u></p> <p><u>(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期</u></p>	

新	旧
<p><u>納期、第2期納期及び第3期納期においては</u> <u>はないものとし、第4期納期においては</u> <u>はその者の普通徴収に係る区民税の額、</u> <u>普通徴収に係る個人の都民税の額及び</u> <u>普通徴収に係る森林環境税の額の合算</u> <u>額とする。</u></p> <p><u>2 令和6年度分の区民税（第1期納期から</u> <u>第35条第1項の規定により普通徴収の方</u> <u>法によつて徴収されることとなつたもの</u> <u>を除く。）を同項の規定により普通徴収の</u> <u>方法によつて徴収する場合については、前</u> <u>項の規定は、適用しない。</u></p> <p><u>（令和6年度分の公的年金等に係る所得</u> <u>に係る区民税に関する特例）</u></p> <p><u>第3条の9 令和6年度分の区民税に限り、</u> <u>第35条の2第1項の規定により特別徴収</u> <u>の方法によつて徴収すべき公的年金等に</u> <u>係る所得に係る区民税（第3項において「</u> <u>年金所得に係る特別徴収の区民税」という</u> <u>。）の額及び同条第2項の規定により普通</u> <u>徴収の方法によつて徴収すべき公的年金</u> <u>等に係る所得に係る区民税の額について</u> <u>は、次に定めるところによる。</u></p> <p><u>（1）特別税額控除対象納税義務者の特</u> <u>別税額控除前の年金所得に係る区民税</u> <u>の額（付則第3条の7第1項の規定の適</u> <u>用がないものとした場合に算出される</u> <u>第35条の2第1項に規定する前年中の</u> <u>公的年金等に係る所得に係る所得割額</u> <u>及び均等割額（これと併せて賦課徴収を</u> <u>行う森林環境税額を含む。以下この号及</u> <u>び第5号において同じ。）の合算額（以</u> <u>下この号及び第5号において「年金所得</u> <u>に係る所得割額及び均等割額の合算額」</u> <u>という。）をいう。以下この号及び第3</u> <u>項第1号において同じ。）からその者の</u> <u>年金所得に係る所得割額及び均等割額</u> <u>の合算額を控除した額（以下この項及び</u> <u>第3項において「年金所得に係る区民税</u> <u>に係る特別税額控除額」という。）がそ</u> <u>の者の特別税額控除前の普通徴収に係</u> <u>る区民税の額（特別税額控除前の年金所</u> <u>得に係る区民税の額から特別税額控除</u></p>	

新	旧
<p> <u>前の特別徴収に係る区民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る区民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を2で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る区民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る区民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）並びに第35条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る区民税の額（以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。）は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る区民税の額を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る区民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日まで</u> </p>	

新	旧
<p><u>の間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</u></p> <p><u>(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</u></p> <p><u>(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</u></p> <p><u>(4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額</u></p>	

新	旧
<p><u>の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</u></p> <p><u>(5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。</u></p> <p><u>2 前項の規定の適用がある場合における第35条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「付則第3条の9第1項各号に規定する特別徴収の方法によつて徴収すべき額」とする。</u></p> <p><u>3 令和6年度分の区民税に限り、年金所得に係る特別徴収の区民税の額（第1項の規</u></p>	

新	旧
<p><u>定の適用があるものを除く。)については、次に定めるところによる。</u></p> <p><u>(1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る区民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る区民税の額から第35条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。)を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る区民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</u></p> <p><u>(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する</u></p>	

新	旧
<p><u>税額とする。</u></p> <p><u>(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第35条の5第2項の規定により読み替えられた第35条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。</u></p> <p><u>4 前項の規定の適用がある場合における第35条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「付則第3条の9第3項各号に規定する特別徴収の方法によつて徴収すべき額」とする。</u></p> <p><u>5 令和6年度分の区民税につき第35条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。</u></p> <p><u>(令和7年度分の区民税の特別税額控除)</u></p> <p><u>第3条の10 令和7年度分の区民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき区民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第18条から第20条の2まで、付則第2条の2の3第2項、付則第3条の3第1項、付則第3条の5の2第1項、付則第3条の6及び付則第5条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</u></p> <p><u>(肉用牛の売却による事業所得に係る区民税の課税の特例)</u></p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項に規定する各年度分の区民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合に</p>	<p>(肉用牛の売却による事業所得に係る区民税の課税の特例)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項に規定する各年度分の区民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合に</p>

新	旧
<p>において、第23条第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る区民税の所得割の額は、第15条から第20条まで、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項、付則第3条の5の2第1項及び<u>付則第3条の6</u>の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における第20条の2第1項、<u>付則第3条の7第1項及び前条</u>の規定の適用については、<u>第20条の2第1項中「前4条」とあるのは「前4条及び付則第4条第2項」と、付則第3条の7第1項中「前条及び」とあるのは「前条、付則第4条第2項及び」と、前条中「付則第3条の6及び」とあるのは「付則第3条の6、次条第2項及び」とする。</u></p> <p>第5条から第7条まで (略)</p> <p>(上場株式等に係る配当所得等に係る区民税の課税の特例)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p><u>(5) 付則第3条の7及び付則第3条の10の規定の適用については、付則第3条の7第1項及び付則第3条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第8条第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る区民税の課税の特例)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p><u>(5) 付則第3条の7及び付則第3条の10の規定の適用については、付則第3条の7第1項及び付則第3条の10中「所得</u></p>	<p>において、第23条第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る区民税の所得割の額は、第15条から第20条まで、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項、付則第3条の5の2第1項及び<u>前条</u>の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における第20条の2第1項 _____ の規定の適用については、<u>同項中</u> _____ 「前4条」とあるのは、「前4条及び付則第4条第2項」とする。</p> <p>第5条から第7条まで (略)</p> <p>(上場株式等に係る配当所得等に係る区民税の課税の特例)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る区民税の課税の特例)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

新	旧
<p><u>割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第9条第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>4 (略) (長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 第21条の規定の適用については、同条中「または山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額または付則第10条第1項に規定する長期譲渡所得の<u>金額</u>」と、「<u>若しくは山林所得金額</u>」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>(4) (略)</p> <p><u>(5) 付則第3条の7及び付則第3条の10の規定の適用については、付則第3条の7第1項及び付則第3条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第10条第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>第11条及び第11条の2 (略) (短期譲渡所得に係る区民税の課税の特例)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2から4まで (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p><u>(5) 付則第3条の7及び付則第3条の10の規定の適用については、付則第3条の7第1項及び付則第3条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第12条第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る区民税の課税の特例)</p> <p>第13条 (略)</p>	<p>4 (略) (長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 第21条の規定の適用については、同条中「または山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額または付則第10条第1項に規定する長期譲渡所得の<u>金額</u>」と、「<u>若しくは</u>山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>(4) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第11条及び第11条の2 (略) (短期譲渡所得に係る区民税の課税の特例)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2から4まで (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る区民税の課税の特例)</p> <p>第13条 (略)</p>

新	旧
<p>2 (略)</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p><u>(5) 付則第3条の7及び付則第3条の10の規定の適用については、付則第3条の7第1項及び付則第3条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第13条第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>第13条の2 (略)</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る区民税の課税の特例)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p><u>(5) 付則第3条の7及び付則第3条の10の規定の適用については、付則第3条の7第1項及び付則第3条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第14条第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る区民税の課税の特例)</p> <p>第14条の2 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。) <u>第8条第2項</u>に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法 <u>第12条第5項</u>に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法 <u>第16条第2項</u>に規定する特例適用利子等については、第15条及び第18条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法 <u>第8条第2項</u>(外国居住者等所得相互免除法 <u>第12条第5項</u>及び <u>第16条第2項</u>において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この項において「特例適用利子等の額」という。)に対し、特例適用利子等の額(次項第1号の規定により読み替えられた第17条の規定の適用がある場合には、その適用後の金</p>	<p>2 (略)</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第13条の2 (略)</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る区民税の課税の特例)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る区民税の課税の特例)</p> <p>第14条の2 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。) <u>第8条第7項</u>に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法 <u>第12条第7項</u>に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法 <u>第16条第4項</u>に規定する特例適用利子等については、第15条及び第18条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法 <u>第8条第7項</u>(外国居住者等所得相互免除法 <u>第12条第7項</u>及び <u>第16条第4項</u>において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この項において「特例適用利子等の額」という。)に対し、特例適用利子等の額(次項第1号の規定により読み替えられた第17条の規定の適用がある場合には、その適用後の金</p>

新	旧
<p>額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する区民税の所得割を課する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p><u>(5) 付則第3条の7及び付則第3条の10の規定の適用については、付則第3条の7第1項及び付則第3条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法<u>第8条第4項</u>に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法<u>第12条第6項</u>に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法<u>第16条第3項</u>に規定する特例適用配当等(次項において「特例適用配当等」という。)については、第15条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第18条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法<u>第8条第4項</u>(外国居住者等所得相互免除法<u>第12条第6項</u>及び<u>第16条第3項</u>において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この項において「特例適用配当等の額」という。)に対し、特例適用配当等の額(第5項第1号の規定により読み替えられた第17条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する区民税の所得割を課する。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p><u>(5) 付則第3条の7及び付則第3条の10の規定の適用については、付則第3条の7第1項及び付則第3条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第14条の2第3項後段の規定による区民税の所得割の額」とする。</u></p>	<p>額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する区民税の所得割を課する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法<u>第8条第9項</u>に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法<u>第12条第8項</u>に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法<u>第16条第5項</u>に規定する特例適用配当等(次項において「特例適用配当等」という。)については、第15条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第18条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法<u>第8条第9項</u>(外国居住者等所得相互免除法<u>第12条第8項</u>及び<u>第16条第5項</u>において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この項において「特例適用配当等の額」という。)に対し、特例適用配当等の額(第5項第1号の規定により読み替えられた第17条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する区民税の所得割を課する。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

新	旧
<p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に 係る区民税の課税の特例)</p> <p>第14条の3 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p><u>(5) 付則第3条の7及び付則第3条の 10の規定の適用については、付則第3条 の7第1項及び付則第3条の10中「所得 割の額」とあるのは、「所得割の額並び に付則第14条の3第1項の規定による 区民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>3及び4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p><u>(5) 付則第3条の7及び付則第3条の 10の規定の適用については、付則第3条 の7第1項及び付則第3条の10中「所得 割の額」とあるのは、「所得割の額並び に付則第14条の3第3項後段の規定によ る区民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>6 (略)</p> <p>第15条から第20条まで (略)</p> <p><u>付 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に 係る区民税の課税の特例)</p> <p>第14条の3 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>3及び4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>6 (略)</p> <p>第15条から第20条まで (略)</p>